

**令和 7 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会
議事録**

日時:令和 7 年 5 月 31 日(土) 13 時 00 分～15 時 00 分

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14 階 岸清一メモリアルルーム

※オンライン併用

出席者:<本部長・副本部長> 4 名

益子本部長、遠藤副本部長、見城副本部長、萩原副本部長

<常任委員> 9 名

伊藤、富田、杉山、長積、望月、蒔田、小山の各常任委員

※委任:原、工藤の各常任委員

<委員> 45 名

生島(北海道)、小山内(青森県)、郡山(宮城県)、田口(秋田県)、齋藤(山形県)、
高橋(福島県)、鈴木(茨城県)、坂本(栃木県)、松井(群馬県)、長谷川(埼玉県)、
北林(千葉県)、太田(東京都)、安倍(神奈川県)、宮下(長野県)、滝沢(新潟県)、
安田(富山県)、川村(石川県)、横井(福井県)、海野(静岡県)、佐野(三重県)、
安田(岐阜県)、村上(滋賀県)、山本(京都府)、小谷(大阪府)、玉谷(兵庫県)、
安川(和歌山県)、松本(鳥取県)、大森(島根県)、延原(岡山県)、大石(広島県)、
高橋(山口県)、住谷(香川県)、大西(徳島県)、伊東(佐賀県)、神田(長崎県)、
牧(大分県)、小嶋(宮崎県)、池畑(鹿児島県)、神谷(沖縄県)の各委員

※委任:白根(岩手県)、佐藤(山梨県)、手嶋(愛知県)、小中(奈良県)

西村(高知県)、平川(福岡県)の各委員

<事務局> 吉原地域スポーツ推進部長(少年団担当)、永井課長(運営担当)

岩田課長(事業担当)、他少年団課課員 9 名

構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 60 名のうち出席 58 名(委任含む)】により会議成立。

(「日本スポーツ少年団設置規程」第 15 条)

日本スポーツ少年団設置規程第 14 条第 2 項により、益子本部長を議長として議事に入った。

■議案

1. 日本スポーツ少年団次期常任委員の選出について

本年 6 月の役員改選に伴う次期常任委員(令和 7・8 年度)のうち、日本スポーツ少年団設置規程第 11 条第 1 項に定める地域区分(ブロック)ごとに 1 名を選出する常任委員は、各ブロックの次期常任委員選出都道府県から候補者 9 名が推薦された。

また、同規程第 11 条第 2 項に定める日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)理事及び学識経験者から選出する常任委員について、候補者 7 名を諮るとともに、残る 2 名の学識経験常任委員として、今後選定される日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会の委員長、総合型地域スポーツクラブ全国協議会役員が就任することを諮り、これを承認。

次期常任委員の任期は、令和 7 年 6 月 25 日開催予定の令和 7(2025)年度 JSPO 定時評議員会終結時から、2 年後の令和 9 年 6 月開催予定の令和 9(2025)年度 JSPO 定時評議員会終結時までとなる旨を確認。

なお、次期本部長及び副本部長は、去る令和 7 年 4 月 16 日開催の令和 7 年度第 1 回 JSPO 理

事会において、益子本部長、郡山副本部長、見城副本部長、萩原副本部長とすることが承認された旨を報告。

2. 令和 6 年度日本スポーツ少年団活動報告及び決算について

令和 6 年度の活動報告及び決算について諮り、いずれも原案のとおり承認。

なお、令和 6 年度の決算は、令和 7 年 6 月 4 日開催予定の JSPO 第 2 回理事会及び令和 7 年 6 月 25 日開催予定の JSPO 定時評議員会において、JSPO 全体の決算として諮る予定であることを説明。

3. 令和 8 年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について

令和 8 年度の活動計画及び要望予算の編成について、日本スポーツ少年団各専門部会での検討を踏まえ取りまとめた活動計画案に基づき、今後予算編成作業に入ることを諮り、これを承認。

また、当該作業の取り進めに際して、各補助元、助成元等との関係から、JSPO 全体の中でスポーツ少年団に関係する予算や事業規模の調整が必要となる場合、事業内容の変更や新たな取組を行う必要が生じる可能性があることから、これらの調整が必要になった際の対応については、本部長に一任とすることを併せて承認。

なお、各種調整や対応を行った場合は、その結果を反映させた活動計画案及びその活動計画案に基づく予算を、令和 8 年 1 月から 2 月にかけて開催予定の令和 7 年度日本スポーツ少年団ブロック会議で説明し、最終的には令和 8 年 2 月開催予定の常任委員会及び委員総会に諮ることを説明。

<質問・意見等>

- ・ 国内交流において、軟式野球・バレーボール・剣道以外の大会名称は変更となる予定はあるか。(玉谷委員)
- ・ ホッケー交流大会は、軟式野球等と異なり、日本ホッケー協会と日本スポーツ少年団の共催により実施していることから、従前の大会名称を引き続き使用している。今後の対応については、日本ホッケー協会と協議をしていきたいと考えている。(事務局)

■報告事項

1. 令和 6 年度第 2 回委員総会の議事録について

議長から資料のとおり議事録を作成したことを報告。

2. 日本スポーツ少年団次期委員について

資料のとおり都道府県スポーツ少年団から次期委員(令和 7・8 年度)が選出されたことを報告。

3. 日本スポーツ少年団次期専門部会及びプロジェクト等の編成について

去る令和 7 年 4 月 18 日開催の令和 7 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会において、日本スポーツ少年団設置規程第 20 条に基づき設置する各専門部会(「指導育成」「広報普及」「活動開発」)の役員改選に伴う次期構成員の人選が本部長に一任されたことを報告。なお、編成については、部会長を常任委員会構成員とし、部会員は日本スポーツ少年団講師、都道府県スポーツ少年

団役職員、日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員及び学識経験者とする予定であることを確認。

また、令和 7 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会において、プロジェクト等について、従来から設置されているものを含め以下のとおり設置することに加え、設置するプロジェクト等の人選及び今後重点的に対応すべき事案が生じ、新たなプロジェクト等を設置する必要がある場合には、その設置と人選が本部長に一任されたことを併せて報告。

＜設置するプロジェクト等＞

- (1)ジュニア・ユーススポーツ推進プロジェクト
- (2)アクションプラン実行ワーキンググループ
- (3)スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループ
- (4)スポーツ少年団登録システム検討ワーキンググループ
- (5)再教育プログラム審査会
- (6)エンジョイ！スポーツフェスティバル検討プロジェクト
- (7)ジュニア・ユーススポーツ憲章検討ワーキンググループ
- (8)地域スポーツ連携促進会議

4. 日本スポーツ少年団第 11 次育成 5 か年計画(アクションプラン 2023-2027)のフィードバックについて

アクションプラン実行ワーキンググループで行われた令和 6(2024)年度の進捗状況に関する評価結果について、24の施策のうち22施策が 4 段階評価の上位 2 段階に当たる、「目標達成に向け概ね順調に進んでいると評価」または「遅れがあるが取組予定の見直しによる進捗改善を期待」の評価、2 施策が「評価指標等からみえる進捗が大幅に遅れており取組予定の抜本的修正が必要」の評価になったことを報告。

引き続き、年次ごとに各施策の取組予定・実績等の進捗管理を行い、アクションプラン 2023-2027 の着実な実行に向けて取り組んでいく。

5. 登録料の改定スケジュールについて

令和 7 年度第 2 回常任委員会にて承認されたスポーツ少年団登録料の改定スケジュールについて報告。令和 8 年 3 月までに改定内容・改定時期の検討を行う。

＜質問・意見等＞

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日から登録料を改定する可能性はあるのか。岡山県内 27 市町村のうち、25 市町村にスポーツ少年団があり、行政が登録料の全額や一部を負担しているところもある。行政の対応も考慮し、登録料の改定は早くとも令和 9 年度からにしてほしい。現状の登録料が 4 倍になると、対応ができないとの声が市町村から上がっている。今後、事業編成等の検討なども含め、十分な協議が行われることを期待している(延原委員)
- ・ 令和 8 年 4 月 1 日に改定するかどうかも含め、今後検討していく。(事務局)
- ・ 登録料の値上げはやむを得ないと考えるが、値上げ額については保護者の負担ひいては子供の登録に影響のない程度を望む。具体的には500円から800円～1000円程度が許容範囲ではないか。また、値上げ時期については延原委員と同意見であり、収支決算書から値上げ額が説明で

きるとよい。(大石委員)

- ・登録料の改定自体はやむを得ないを考える。周知と根拠の明示をしっかりと示してほしい。行政・単位団においても登録料改定に伴う手続きがあるうえ、登録者からの質問は都道府県スポーツ少年団に寄せられるため、JSPO から都道府県スポーツ少年団への事前の情報共有といった手続きを順当にしてほしい。(横井委員)
- ・登録料に見合ったサービスが重要である。スポーツ少年団の魅力を高め、登録料の改定に取り組んでほしい。(玉谷委員)

6. スポーツ少年団登録システム(大規模改修)関係について

令和 9 年度に予定している個人登録の導入及び登録システムの大規模改修に伴い、関連する規程の改定が必要となることから、改定の基本的な方針や観点及び今後の取り組みについて報告。

〔関連諸規程の改定の方針〕

- ・ガバナンスの強化
- ・シンプルでわかりやすい制度への改善

〔対象となる諸規程〕

- ・日本スポーツ少年団設置規程
- ・スポーツ少年団登録規程
- ・スポーツ少年団登録規程施行細則 ほか

7. JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA 及びエンジョイ！スポーツフェスティバル 準備状況について

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA 及びエンジョイ！軟式野球フェスティバル 2025 の準備状況を報告。

〔JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA〕

- ・期日：令和 7 年 7 月 31 日～8 月 3 日
- ・プログラム：スポーツ活動、文化学習活動、野外活動、交歓交流活動
- ・大会コンセプトに基づく取組：

- ①スポーツマンシップに関する講演
- ②ウォーキングフットボール体験
- ③佐賀県内プロスポーツチームとの体験交流会

〔エンジョイ！軟式野球フェスティバル 2025〕

- ・期日：令和 7 年 8 月 8 日～11 日
- ・開催地：三重県(津市、鈴鹿市、亀山市)
- ・ジュニア・ユース大会レギュレーションに基づく取組
- ①交流機会の充実：アフターマッチファンクションの実施、試合前の対戦相手との集合写真撮影
- ②出場機会の確保：リエントリー制度の導入
- ③スポーツインテグリティの強化：スポーツマンシップに関する研修会の実施

<質問・意見等>

- ・ JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA では、参加予定人数が 177 名と報

告があったが、定員の 282 名まで増える見込みはあるか。今年度から名称を変更し、JAPAN GAMES として実施する大会において定員割れが起きている状況でよいのか。次年度石川県で開催するにあたり、定員を満たさない前提で準備をすすめてよいのか。(川村委員)

- ・ 現状、参加申込のない都道府県が十数県あったこと、1 都道府県につき参加団員の上限を 5 名としているが、5 名未満での参加予定の都道府県が現状としてある。不参加の県に対し、不参加の理由を確認するなど、今後の大会に向けて対策を検討していきたい。(事務局)
- ・ 今年度日本スポーツ少年団の各大会の名称が変更となるが、ニュースになっていない。周知活動や広報活動に工夫が必要ではないか。(延原委員)

8. 「スポーツ×防災」プログラムの展開について

4 月にスポーツ庁から当協会に対し、日本スポーツ少年団において防災に関するプログラムを実施してはどうかとの相談があり、シニア・リーダースクールや日独同時交流(受入)にて実施を検討していることを報告。

9. 学校部活動改革に関する対応について

令和 7 年 5 月 16 日に承認された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめについて報告。

また、併せてスポーツ庁が設置する「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」は、令和 7 年度から都道府県スポーツ協会、中央競技団体の相談、問い合わせを受け付けることとなったことを報告。

10. 令和 7 年度日本スポーツ少年団顕彰について

日本スポーツ少年団顕彰要綱及び同施行基準に基づき、都道府県スポーツ少年団から推薦があった 29 都道府県 61 市区町村のスポーツ少年団及び 42 都道府県 123 名の登録者を表彰することを報告。

11. その他

・ 単位団へのスポーツ活動中の事故防止に関する情報提供

都道府県、市区町村及び単位スポーツ少年団に対し、今後の団活動にあたりご留意いただきたいこととして、次の内容をスポーツ少年団登録システムからメールで周知したことを報告。

＜スポーツ活動中の事故防止に関する注意喚起について＞

各団においては、団員一人ひとりの体調を最優先していただき、特に気温が高くなることが予想される日においては、活動時間帯、活動量等について十分配慮し、熱中症の予防に取り組んでいただきたい。また、夏季以外でも落雷による事故が発生していることから、気象庁が発表する警報・注意報等を確認しながら、安全・安心なスポーツ活動を実現いただきたい。

・ 公認スポーツ指導者制度改定に係る進捗(更新研修／登録料)

JSPO 公認スポーツ指導者資格を所管する JSPO 指導者育成委員会にて、JSPO 公認スポーツ指導者制度の登録料・受講料の見直し、JSPO 公認スポーツ指導者資格更新研修におけるポイント制の導入が協議されていることを報告。

・ こども性暴力防止法に関する情報提供

令和 6 年 6 月に成立・交付された「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴

力等の防止等のための措置に関数法律(こども性暴力防止法)」に関連し、こども家庭庁において「教育・保育等を提供する児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」が取りまとめられたことを報告。

- ・ **令和 7 年度日本スポーツ少年団会議の開催日程**

令和 7 年度の日本スポーツ少年団常任委員会及び委員総会の会議日程を報告。

- ・ **令和 7 年度日本スポーツ協会事務局機構及び職員の配置**

事務局から令和 7 年度の事務局機構及び職員の配置について報告。

<質問・意見等>

- ・ JSPO 公認スポーツ指導者の更新研修のポイント制は全競技を想定しているか。(滝沢委員)
- ・ 独自の更新研修を行っている競技も該当する想定である。(事務局)
- ・ スポーツ少年団はボランティアで発展してきた。今回の改定は全資格で適用されるのか。JSPO 公認スポーツ指導者資格の取得を促しているものの、1 万円の基本登録料がネックになり、資格取得をためらう方もいる。(長谷川委員)
- ・ 全資格が対象となる想定である。(事務局)
- ・ 体力テスト判定員は現在どのような位置付けか。資格の養成を行っていないのであれば、それを周知してほしい。(玉谷委員)
- ・ 体力テスト判定員の養成は終了している。(事務局)
- ・ シニア・リーダーのシニアという単語に違和感がある。また、シニア・リーダースクールの参加者が定員の半数ということを考えると、今後ブロックでのシニア・リーダーの養成を検討してもよいのではないか。リーダーの在り方についても今後検討してはどうか。(玉谷委員)
- ・ 宮崎県では自然災害が多く、小学校や中学校では防災教育や避難訓練を行っているものの、スポーツ少年団では取り組んでいない。防災教育や避難訓練を義務化することは難しいと思うが、日本スポーツ少年団としてもこういった取組を推進してもよいのではないか。(小嶋委員)
- ・ 春秋叙勲において、スポーツ少年団関係者の受章が少ない。受章者を増やす検討をしてもよいのではないか。(小嶋委員)

以上、15 時閉会。